

国内排出量取引制度について

2007年7月

経済産業省 環境省

「京都議定書目標達成計画」(抜粋)(平成17年4月28日閣議決定)

(6 - 3) 国内排出量取引制度

費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引制度を実施する。

国内排出量取引制度については、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題である。

* 国内排出量取引制度とは、排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムのクレジットの活用を認めること等を内容とするもの。

「21世紀環境立国戦略」(抜粋)(平成19年6月1日閣議決定)

3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ

美しい星50

提案2: 中期戦略とその実現

(その他の手法の検討)

これらのほか、中期戦略を実現するため、例えば、途上国の公害対策と温暖化対策との一体的取組のための協力方策や、排出量取引、経済的インセンティブなど、様々な手法の議論が行われており、これらの手法について、我が国や諸外国の経験などを踏まえ、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

戦略8 環境立国を支える仕組みづくり

市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の展開

(市場メカニズム活用の検討)(抜粋)

費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を実施する。

国内排出量取引制度については、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題である。²

「経済財政改革の基本方針2007」(抜粋)(平成19年6月19日閣議決定)

1. 環境立国戦略

【具体的手段】

(2) 2013年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等(抜粋)

・「美しい星50」に示された3提案・3原則に基づき、我が国のリーダーシップの下で成功した、平成19年のハイリゲンドラムサミットでの合意を基礎として、平成20年の北海道洞爺湖サミットにおいて、2013年以降の具体的枠組みづくりに成果を挙げられるよう取り組む。

・同原則を実現していくため、途上国支援のためのある程度の長期で相当規模の新たな「資金メカニズム」の構築を検討し、国際社会にも同調を呼びかけ、協調して行う。また、エネルギー効率の向上に関する国際的取組を世界に拡大するとともに、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する。さらに、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための協力方策や、排出量取引、経済的インセンティブなどの手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

国内排出量取引制度

国内排出量取引制度のメリット・デメリットについては、以下のような指摘がされている。

【メリット】

市場メカニズムを活用したシステム

国内排出量取引制度は、排出枠を購入すればその分だけ割当量以上の排出が可能であり、割当量以上に削減した分の排出枠を売却することもできる、目標達成方法に柔軟性のある代表的な市場メカニズム活用システム。

目標達成の確実性

目標の排出総量と同量の排出枠しか交付しないので、確実に排出削減を実現。

削減コストの最小化

対策費用が安い事業者が大きく削減し、余剰となる排出枠を対策費用が高い事業者に販売することにより、全体として一定量の削減を実現する上で削減コストを最小化できる。

官民コストの最小化が可能

既に算定・公表制度が導入されており民間事業者の執行基盤があり、直接規制等に比べれば行政コストは小さい。

【デメリット】

強度の規制的措置

制度の本質は、市場原理に基づく「取引」ではなく、個々の排出主体に対する「排出枠割当」にあり、この割当を強制的に遵守させる規制的措置である。

国際競争力への影響

京都議定書への非参加国が多い現状においては、海外への工場逃避を誘発するおそれがある。

排出枠価格の大幅な変動

排出枠価格の大幅な変動により、企業経営に新たな不安定性をもたらすおそれがある。

排出枠の公平な割当の困難性、多大な行政コスト等

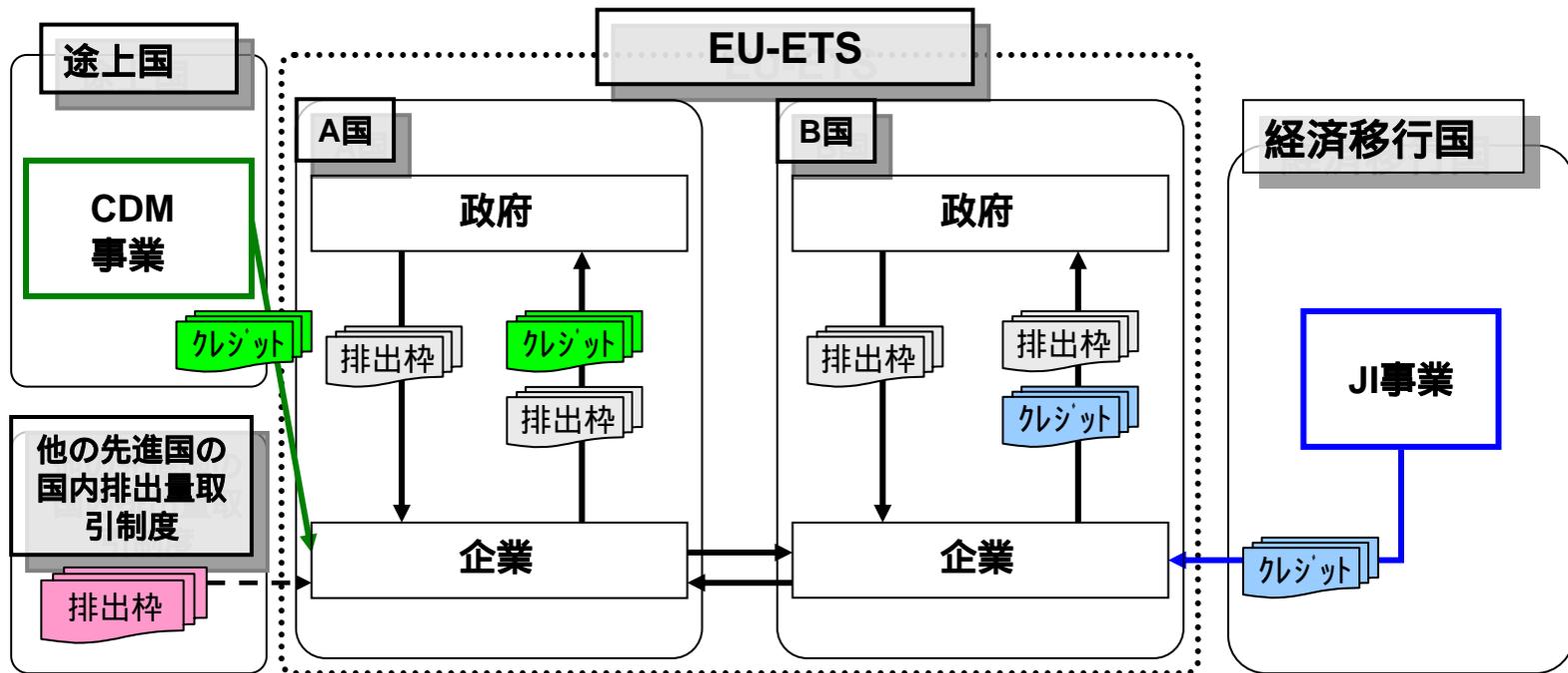
多数の企業への排出枠の公平な割当は容易ではなく、官民双方の執行体制の構築など、長期間の準備期間、多大な行政コストを要する。

現在実施されている排出量取引制度

- **EU排出量取引制度 (EU-ETS)** (2005年開始)
 - 英国排出量取引制度 (UK-ETS) における3年間の知見と経験の蓄積を踏まえて実施へ移行
- **シカゴ気候取引所 (CCX)** (2003年開始)
 - 民間主導の自主参加型プログラム
- **豪州NSW州排出量取引制度**
(The NSW Greenhouse Gas Reduction Scheme : GGAS)
(2003年開始)
- **我が国の環境省自主参加型排出量取引制度 (JVETS)**
(2005年開始)

EU域内排出量取引制度(EU-ETS) (1)

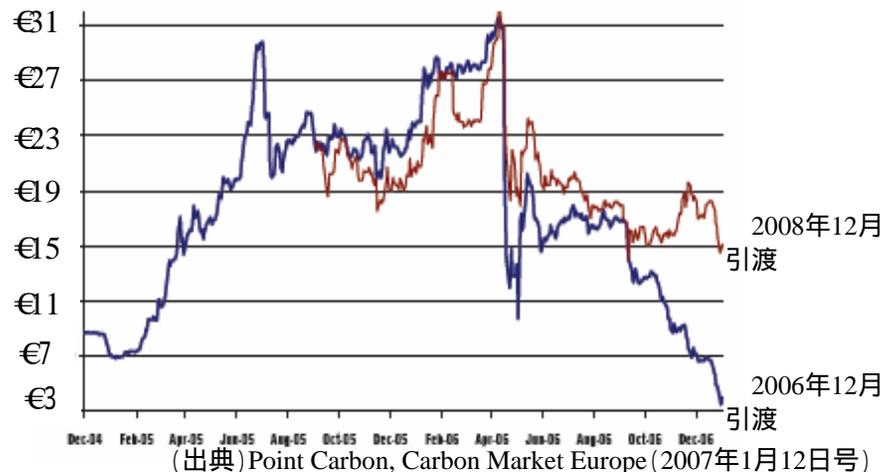
- EU域内での排出量取引制度。 2005年1月から開始(第1フェーズ:2005～2007、第2フェーズ:2008～2012)。
- 発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設が対象。
- 各加盟国は対象施設に排出枠を交付。 各施設は各年終了後に、排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務あり。義務を果たすため、排出枠等を買ってくることもできる。
- 各施設はこの義務を果たすために、CDM/JIによるクレジットを使用できる。



*EUAとは、EUの初期割当量(AAU)に対応する形で発行される、EU-ETS内でのみ通用するEU通貨のようなもの。

EU域内排出量取引制度 (EU-ETS) (2)

- 現存する唯一の**Cap&Trade型**の義務型排出量取引制度
 - 対象施設数約11,500、うち約7割がエネルギー転換部門
 - EU25内のCO2の45%、GHGの30%をカバー
- CO2のみ(経験蓄積のため意図的に限定とのこと)
- 割当方法:以下の二つの手法の組み合わせ
 - 過去の排出実績によって無償で配分する手法(大半)
 - 競売によって有償で配分する手法(一部)
- ペナルティ:(課徴金) + (不足分排出枠を次年に償却義務)
- 新規参入者の扱い
 - 新規参入者向けに取りおく排出枠の量は各国の裁量(妥当性についてECが評価)



自主参加型国内排出量取引制度の概要

温室効果ガス排出抑制
設備導入への補助 (1/3)

削減対策実施期間 (H18年度)

H19.5月末

参加企業は、実排出量に応じた排出枠等を提出

~ H17.4月

稼動 (H18.4月~)

終了 (H19.3月)

募集
・採択

設備整備期間
基準年排出量の
算定と第三者検証

排出枠の交付
参加企業は18年度
中、取引可能

平成18年度
排出量の算定と第
三者検証
(H19.4~5月)

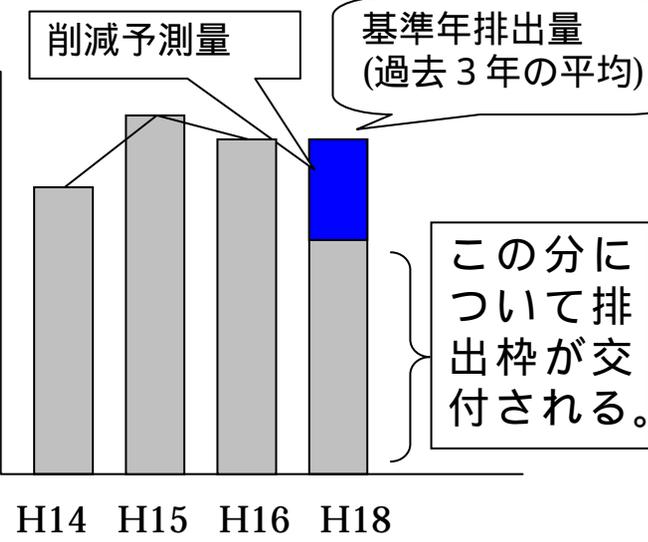
1週間程度の最終取引期間：必要な場合は排出枠等の取引を行うこと可能。

(補助対象設備)
・省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備 (石油特別会計)
・予算額:30億円 (H19年度)

(設備補助申請の際必要な事項)
・排出削減予測量
・基準年排出量
(過去3年間の平均)
参加は工場・事業場単位

政府が費用効率性を勘案して採択 補助率 1 / 3

温室効果ガス排出量



<ポイント>
最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還

他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

EU - ETS 調査ミッションについて

日程： 4/23-28 フラッセル・ロンドン

構成： 環境省(谷津審議官他2名)、経産省(1名)、経団連(3名)

概要： 欧州委員会、英国政府、産業界、環境NGO、市場関係者、研究機関等からヒアリングを実施

< 欧州委員会、英国政府など >

- EU域内排出量取引制度は、Learning by doingの段階であり、制度を実施しながら改善していくものである。
- 制度は一通り機能、一定の削減効果があった。
- 排出量取引は費用効率的な削減目標達成手段である。
- 国際競争力への大きな悪影響を示す指標はない。
- 市場は、多様な参加者も見込まれ、徐々に成熟していくことを期待。 等

< 産業界、市場関係者など >

- EU域内排出量取引制度は、Learning by doingの段階であり、制度を実施しながら改善していくものである。
- 温室効果ガスの排出削減が所与であるという前提に立てば、費用負担の大きい環境税に比べて、市場原理を利用してコスト最小で削減しうる。
- これまでの実績並の緩い割当であり、実質的な削減効果はなかった。
- 第1フェーズの割当は公平性の点で問題があった。また、EU域内の競争に歪みが生じている。
- 価格転嫁が出来ない業界もあり、国際競争で不利。また、割当期間が3年、5年と短く、投資・技術開発にとって、十分なインセンティブとなっていない。
- 市場参加者のほとんどが金融やブローカーなど利益目的。実需取引は稀(Rare)。 等⁹